

別添 2 1 事後確認検査要領（第 4 の 2 の（1 1）関係）

（制 定：平成 9 年 10 月 1 日）

（最終改正：令和 7 年 4 月 1 日）

1 事後確認検査の目的

事後確認検査は、検査終了後一定期間内に、検査で指摘した事項の是正又は改善の状況を確認することにより、検査指摘事項の是正又は改善の徹底を図るとともに、同種の非違等の再発防止を図り、もって検査の一層の実効を確保することを目的とする。

2 事後確認検査の法的根拠

事後確認検査は、検査実施範囲による分類上の検査の呼称であり、認定検査、随時検査及び常例検査で指摘した事項について行うもので、その法的根拠は、これらの検査の法的根拠と同様とする。

3 検査の実施

（1）検査の時期

事後確認検査は、検査講評後 1 年以内に実施する。

（2）検査対象組合等

検査対象組合等は、認定検査、随時検査又は常例検査を実施した組合等のうち、検査指摘に重要なものがある組合等又は是正若しくは改善に対する取組意欲が乏しい組合等とする。

（3）検査の範囲

ア 検査指摘事項の是正又は改善の状況を中心とし、必要に応じ検査の範囲を拡大することとする。

イ 指摘の直接の根拠となった事項は精査するとともに、非違事項の再発防止を図るため関連事項を含め検証することとする。

（4）検査の方法

ア 事後確認検査は、無通告検査を実施した結果把握された事項について、その改善状況等を確認することを目的として行われるものであるから、検査の効率的な実施の観点からも通告して行うことができる。

イ 検査徴求資料については、常例検査等の例によるが、確認しようとする

事項に該当がないものは省略する。

また、検査結果の取りまとめ表については、確認部分を修正し、記入する方法をもって行うことができる。

ウ 検査結果についての意見聴取は必ず実施することとするが、是正又は改善が十分に行われ、特に問題のない組合等に対しては、全役員に対する講評を省略することができる。

4 検査結果の処理

検査報告書の作成、検査書の交付等については、常例検査等と同様の手続により行うこととする。